



平成26年10月6日
内閣府（防災担当）

政府の危機管理組織の在り方に係る関係副大臣会合（第1回） 議事概要について

1. 会議の概要

日時：平成26年8月27日（水）10：30～12：00

場所：中央合同庁舎第8号館8階 特別中会議室

出席者：西村内閣府副大臣（座長）、関口総務副大臣、木原防衛大臣政務官、西村内閣危機管理監、金高警察庁次長

2. 議事概要

（1）座長挨拶（内閣府副大臣）

原子力規制委員会設置法附則第6条の規定等を受け、この会議において関係省庁を含めた現在の体制についての検証を行い、主要各国における危機管理体制と比較しつつ、我が国における最適な危機管理体制の在り方についての検討を進めたい。ご協力をお願いする。

（2）自由討議等

主なやりとりは次のとおり。

■論点1（省庁横断的な対応）及び論点2（オールハザードの想定）

- 災害発生時の対応については、災害対策基本法に基づく対策本部に関係省庁間の調整権限が与えられており、体系的な整理がなされており、これが機能している。より強い権限を対策本部に与えるのか、それとも新組織を作るべきなのかという論点がある。また、複合災害発生時の調整・指揮命令系統の在り方についても検討が必要。
- 内閣官房と内閣府の調整機能は十分に機能している。これを充実強化することは必要。米国のFEMAとの比較の議論がよくなされるが、大統領制と議院内閣制の統治機構の違いを念頭に置いて議論することが必要。
- 現場で何が起きているかをリアルタイムで把握する仕組みが重要。
- 大規模災害に備えて各実動部隊の一層の連携強化が必要であるが、組織の改編がふさわしいのか、総合調整機能の強化の仕組みがふさわしいのかは十分な議論が必要。
- 指揮命令系統の一本化という指摘がなされることがあるが、現行制度上、緊急災害対策本部、非常災害対策本部において、実動省庁を含め指揮命令系統は一本化されるため、当該指摘は当たらない。
- 複合災害発生時の指揮命令系統の調整については議論が必要。

- 政府全体の災害対処能力の実効性の向上のためにどうあるべきなのかということを考えて結論を出さなければいけない。
- 自衛隊の災害派遣については、これまでの制度改正もあり、対処能力が向上しており、現在の制度は評価もされている。抜本的に変えることは逆に危険も伴うのではないか。「屋上屋」になってはいけなし、行政の肥大化という問題にも配慮しなければならない。
- 大規模災害時における政府全体、あるいは自治体の対応能力の強化は議論されるべきだが、内閣官房・内閣府を中心とした総合調整機能は十分機能している。むしろ、災害発生時に、自治体の機能が低下した際に、現地におけるニーズ等を吸い上げる機能が必要。
- 我が国においてもすでに一定の調整機能が用意されているが、よく指摘されるFEMAにおける強力な調整権限と我が国のものがどのように異なるのか整理が必要。
- 中央政府があまりに強力な調整権限を持って現場に入ると、既存の指揮命令系統に混乱を来す恐れもある。
- FEMAの取組の中では、ICS(インシデント・コマンド・システム)が最も機能していると思うので、調査するとよい。

■論点3（現地調整機能の在り方）及び論点4（平時と緊急時の業務・組織体制）、論点5（その他（人材育成、研修・訓練など））について

- 発災時の現地における地方公共団体との調整の在り方について、現在の現地対策本部と都道府県・市町村の対策本部との連携という方法がよいのか、「統合本部」のようなものを設置する方がよいのかという論点もある。
- 自然災害対応を所管する内閣府(防災担当)の職員の多くは各省からの出向であり、内閣府採用の職員はまだまだ少ない。出向者のその後のキャリアの在り方なども含め、防災に係る人材育成の在り方について検討が必要。
- 災害対応は一義的には市町村が行うこととなるため、市町村の首長・職員の能力向上のための研修が重要。
- 研修等については、繰り返し訓練を行うことが重要。また、米国のように様々な研修レベルを設け、研修を受講した者に資格を与えるような制度について検討してはどうか。
- 国・都道府県・市町村の役割分担について、現地を最も把握しているのは市町村であり、その次が都道府県。その次の段階として国が出てくるという原則は重要。
- 危機管理に関連する府省庁の中でも、危機管理関連業務に従事している部署とそうではない部署がある。仮に組織の改編を考える場合でも、関連する府省庁の全体をそこに組み込むということになると、平時対応がおろそかになるのではないかという懸念がある。
- 市町村が経験を積んで能力向上しつつある状況ではあるが、大規模災害時には県、国が対応することが必要。
- 被災地が政令市の場合については、国、都道府県、政令市の役割分担と連携の在り方について検討しなければいけない。
- 災害は県境をまたぐことも十分にあるので市町村と都道府県の関係だけでなく、隣県同士の連携の仕組みも考えていかなければならない。
- 各都道府県、各市町村にも危機管理に精通した「危機管理監」を置くべきではないか。熊本の鳥インフルエンザ対応ではよく機能していた。
- 各都道府県の危機管理体制について、現状の危機管理監の設置状況や、隣県等との広域連携の枠組み、鳥インフルエンザの実例については検討の題材としたい。
- 自治体との連携については、初動対応では、救出・捜索や被害実態の把握に関する場面が中心。市町村の機能が低下した際の都道府県による支援、連携の在り方について検討する

ことが必要ではないか。

- 災害対策に従事した経験者を出向させるなど、知識経験のある人材を確保するため、人事面で考慮するなどの対応を実施している。
- 被害実態を迅速かつ正確に把握することは實際上なかなか困難ではあるが、航空写真等、全体を視覚的に俯瞰できる情報があれば非常に有益。
- 現地に対してリエゾンとして派遣する国の職員については、状況によっては省庁の枠を超えた情報を取り扱ってもらう場合がある。全体が見える職員をリエゾンとして送ることも課題であり、現地情報の把握という点で、組織の在り方を検討することも必要。

以上

<本件問い合わせ先>

内閣府政策統括官（防災担当）

参事官 青柳 一郎

企画官 馬場 純郎

参事官補佐 加藤 隆佳

TEL : 03-3501-5408（直通） FAX : 03-3503-5690